

御購読者 各位

## 刑法第231条(侮辱罪)の一部改正について (補遺)

東京法令出版株式会社

「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)により、刑法第231条(侮辱罪)の法定刑引上げの改正がなされました(同年7月7日施行)。

下記に侮辱罪の改正の概要を記しますので、関係書籍における該当箇所の読替えに御留意をいただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1 条文

(下線部分が改正箇所)

改正前	(侮辱) 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、 <u>拘留又は科料</u> に処する。
改正後	(侮辱) 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、 <u>1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料</u> に処する。

#### 2 侮辱罪の法定刑引上げの施行に伴う変更点

(○=該当する、×=該当しない)

項目	施行日より前	施行日以後
公訴時効	1年	3年
親告罪	○	○
通常逮捕の要件 ⇒住居不定、正当な理由なく任意出頭の求めに応じないことが加重される(刑事訴訟法199条1項)。	○	×
現行犯逮捕の要件 ⇒住居不定・不詳、氏名不詳、逃亡するおそれのあることが加重される(刑事訴訟法217条)。	○	×
勾留の要件 ⇒住居不定の要件が加重される(刑事訴訟法60条3項)。	○	×

以上